

オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達には「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和7年9月17日

分任支出負担行為担当官

近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長

茂木 正史

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 淀川水系土地改良調査管理事務所 ディスプレイ外5件購入
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 令和7年11月10日まで
- (4) 履 行 場 所 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所
(京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎56)

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている、近畿地域の競争参加有資格者であること。又は、令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。
- (4) 公告の日から5の見積合わせの日までの間において、近畿農政局長から、近畿農政局の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

- (1) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先
〒612-0855 京都市伏見区桃山町永井久太郎56
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所 庶務課経理第2係 恒藤
電話 075-602-1313
- (2) 電子媒体による交付場所
ア 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
イ 近畿農政局ホームページ <https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>

4 競争参加資格確認のための提出資料及び期限

- (1) 提出資料 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）確認通知書の写、又は
令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者受付番号通知書の写
- (2) 提出期限 令和7年10月1日 午後5時00分

- (3) 提出方法 上記3 (1) 宛てに持参又はメールにより提出すること。

メールアドレス：yodocho_keiri@maff.go.jp

なお、電子調達システムを利用して見積書を提出する場合は、システム内で資格確認を行うため(1)の提出は不要。

5 見積書の提出場所及び提出期間

- (1) 提出場所 電子調達システムにて送信。見積内訳書(別紙様式1-2)を添付すること。

- (2) 提出期間 令和7年9月26日午前9時00分から令和7年10月1日午後5時00分まで

- (3) 紙入札による場合の提出方法

ア 見積書(別紙様式第1-1号)に必要事項を記載し封緘(別添封筒記載例参照)すること。

イ 入札を代理人をもって行う場合には、委任状を提出すること。

ウ (2)の提出期間内に持参又は上記3 (1) 宛てに郵送(送達過程が記録される書留郵便等にて必着のこと。)

6 見積合わせの日時及び場所

- (1) 日時 令和7年10月2日 午前10時30分から

- (2) 場所 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所

7 契約書等作成の要否

否

8 オープンカウンター方式による見積依頼公告等に関する質問

このオープンカウンター方式による見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合は、令和7年9月24日 午後3時00分までに、電子メール(メールアドレス：yodocho_keiri@maff.go.jp)により提出すること。電子メールの件名は、「ディスプレイ外5件購入の質問」とすること。(電話による問い合わせは受け付けない。)なお、電子メールによる提出が困難な場合は書類の持参によることを認める。

また、質問に対する回答は、令和7年9月26日に上記3 (2) (イ)に掲載する。

9 その他

本公告に記載なき事項は、近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所オープンカウンター方式実施要領による。

お知らせ

- 1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)をご覧ください。

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

- 3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。

詳しくは調達ポータルホームページ

(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0106>)をご覧ください。